

Ⅲ-3 秋田大学大学院先進ヘルスケア工学院学修成果の評価の方針

以下の指針をもとに、学生が修得した高度な専門知識・技能、並びに思考力、表現力、能動的学習に対する意欲・態度を多面的に評価します。

1. 評価の内容

講義科目や演習科目では、知識とその応用力、表現力を評価します。実験・実習科目では、技能、能動的学習に対する意欲・態度、コミュニケーション能力についても評価します。

2. 評価の方法

知識とその応用力に関しては、筆記試験、演習や課題レポート、プレゼンテーションやディスカッションなどにより評価します。技能は実技試験など、その他の能力は実習現場評価(レポート、ルーブリック、ワーク・プレイス・アセスメントまたは自己評価などを含む)で評価します。

3. 評価の基準

複数の評価素材を総合して算出された点数を用いて、以下に示すレターグレード(A, B, C, D(不合格))で評価します。

レターグレードと評点、および評価基準表		
グレード	評点(100点(%)満点)	評価の基準
A	80点(%)以上	基本的な目標を十分に達成している
B	70点(%)以上, 80点(%)未満	基本的な目標を達成している
C	60点(%)以上, 70点(%)未満	基本的な目標を最低限度達成している
D	60点(%)未満	基本的な目標を達成していない

4. 再試験および追試験

定期試験で、所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を行うことがあります。また、定期試験を何らかの正当な事由で受験できなかった場合は、追試験を行うことがあります。

5. 情報の開示

個々の成績評価に関し、学生からの確認および疑義申立てに応じる体制を整備します。さらに、修了の要件の詳細は別に定めて明示します。

6. 点検と改善

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性、ならびに実現可能性を考慮し、学務委員会において定期的に見直しを行います。さらに、授業アンケート結果や科目評価の平均値および分布の状況を学務委員会・教育改善委員会で点検し、教育内容および教育方法の改善を行います。